

医療法人光陽会 磯子中央病院における医療安全管理のための基本指針

医療法人光陽会 磯子中央病院は、質の高い安全な医療を提供することを目的として、医療安全管理指針を策定しています。

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

職員一人ひとりが、また各部門それぞれが安全な医療の実現に取り組み、病院全体が包括的に医療安全管理及びその推進を行っています。

2. 医療に係る安全管理のために組織に関する基本的な考え方

医療安全対策委員会を設置し、医療安全に関する全般的事項を組織全体で医療事故防止策を審議するとともに、医療安全管理の具体的活動を行っています。

3. 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全に関する必要な知識や技術を維持・向上できるように、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上実施しています。

4. 事故報告等の医療安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全管理マニュアルを作成し、適宜見直し改訂を行っています。また、医療安全対策委員会においてインシデント事例報告を行いその原因を多角的に分析し医療事故防止に努めています。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本指針

医療事故が発生した場合、迅速に適切な臨床処置をとり、救命と回復に努めます。患者さんやご家族の方には誠意をもって説明いたします。決められたルートに従って病院長に報告し、病院長は必要に応じて関係機関への報告・対応を行います。また、病院長は、事故が発生した場合には、速やかに事故原因の究明、今後の対応策を検討するため、事故調査委員会を設置します。

6. 医療従事者と患者さんとの間の情報共有に関する基本方針

本指針は、医療法人光陽会 磯子中央病院内に掲示するとともに患者さん及びご家族の方から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. 患者さんからの相談への対応に関する基本指針

患者相談窓口を設置しています。患者さん及びご家族の方の相談への対応を行います。